

議案第 19 号

大田原市保健センター条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市保健センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市保健センター条例の一部を改正する条例

大田原市保健センター条例（昭和58年条例第8号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

大田原市保健福祉センター条例

第1条中「及び」の次に「福祉の」を加え、「保健センター」を「大田原市保健福祉センター（以下「保健福祉センター」という。）」に改める。

第2条中「保健センター」を「保健福祉センター」に改める。

第3条中「大田原市保健センター」を「保健福祉センター」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「保健センター」を「保健福祉センター」に改め、同条第5号中「検診」を「健診」に改め、同条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「訪問指導」を「高齢者の生活相談」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「保持」の次に「及び福祉の」を加え、同号を同条第8号とする。

第4条第1項及び第2項中「大田原市保健センター」を「保健福祉センター」に改める。  
別表大田原市大田原保健センターの項を次のように改める。

大田原市保健福祉センター	大田原市浅香3丁目3578番地747
--------------	--------------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（大田原市ピアートホールの設置及び管理に関する条例の一部改正）

2 大田原市ピアートホールの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「大田原市保健センター条例」を「大田原市保健福祉センター条例」に、「保健センターを」を「保健福祉センターを」に改める。